

栄町の活性化に関する包括的な連携協定書

栄町（以下「甲」という。）と株式会社京葉銀行（以下「乙」という。）は、栄町の地域社会の発展及び地域経済の活性化等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的かつ緊密に連携しながら、それぞれの有する資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、栄町の地域社会の発展及び地域経済の活性化並びに町民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）デジタル社会の実現に向けた取組みに関すること。
- （2）定住促進・まちづくりに関すること。
- （3）観光の振興に関すること。
- （4）企業誘致・雇用創出に関すること。
- （5）地域産業・製品のビジネスマッチングや販路支援に関すること。
- （6）環境の保全及び安全・安心及び快適な暮らしの確保に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 具体的な連携の形式・方法、事業の内容、役割分担、経費負担等については、甲及び乙の担当部署がその都度協議し、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち「秘密情報」として相手方が書面により指定したものについては、本協定の有効期間内及び期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲及び乙のいずれから協定終了の申し入れを行わないときは、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（細則）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月25日

甲 千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番
栄町
栄町長 橋本 浩



乙 千葉市中央区富士見1丁目11番11号
株式会社京葉銀行
取締役頭取 熊谷 俊行

